

令和元年度補正予算GIGAスクール構想の実現Q&A

(全般)

令和2年1月20日現在

番号	質問	回答
1	「GIGAスクール構想の実現→事業スキーム」に「(2) 交付先：民間団体（執行団体）」とありますが、この場合の民間団体とは具体的にどのような団体が該当するのでしょうか。仮にパソコンメーカーが該当するとした場合は、パソコン購入時に都道府県を通じてメーカーに申請を行うとパソコンが4.5万円引きになる、といった認識で宜しいでしょうか。	当初、民間団体は、非営利法人を公募により選定することを想定していましたが、 現在、現在どのようなスキームが適切か検討しているところです。 また、端末整備について、今回の補助金では、地方財政措置算定分（児童生徒3人に1台端末）を超えて、児童生徒1人1台端末をリース方式や購入により新規に整備又は更新する際、定額で購入費相当額（1台45千円）を補助する予定です。 その際、補助額を超える場合、その差額は自治体負担となり、その差額分について、リース方式や購入により調達いただくことを想定しています。 単年度会計の原則上、後年負担を含むことはできないため、購入費相当額分は、初年度に計上する必要があります。 (リースの場合は、都道府県に毎年のリース費用を補助するというものではありません。) なお、公債発行対象経費である校内LANの整備については、リース契約自体が対象外となります。(建設公債発行対象経費の対象は消費支出ではなく、資産を形成するものであるため。)
2	リースの考え方について、リース期間を複数年とした場合、都道府県が補助金（1台4.5万円）をプールしておくことになるのか。	
3	校内通信ネットワークの整備と児童生徒1人1台端末の整備は、リース（賃貸借）契約でも活用可能でしょうか。	
4	リース、購入どちらでもよいのか。	
追加	文部科学省が公開している標準仕様書等で設計する場合、基準となる積算単価や歩掛かりは存在するか。 また、基準が特でない場合は業者の参考見積りや過去の事例などから積算してもよいのか。	積算単価はないため、工事費の算定に際しては、複数社からの見積りを審査いただく必要があります。
5	現地確認や見積り依頼等で、仮に業者に対して費用がかかった場合、そちらも補助対象となるか。	校内ネットワーク整備と一体不可分となる工事や附帯工事は対象とする予定です。
6	保守費用は補助の対象となるのか。	ランニングコスト（運用保守など）は対象外となるが、導入に伴う初年度の設計・調査費は補助対象となります。
7	ランニングコスト（運用保守など）も補助対象か。	
8	標準仕様書とはどのようなものか。	標準仕様書とは、「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」に基づき、「GIGAスクール構想」における「学習者用コンピュータ」及び「校内LAN」（クラウド環境等構築及び充電保管庫整備を含む）の整備に当たって、各自治体が仕様書を作成する際の参考となるモデル例を提示したものになります。
9	文部科学省で策定する標準仕様書が、補助事業の対象や要件となるのか。	標準仕様書と補助対象・要件は別になります。補助対象・要件は今後要綱や通知にて定めることとしています。
10	政令市の取扱いについて（都道府県の立場となるのか、市町村の立場となるのか）。	校内LAN整備については、（学校施設環境改善交付金と同様のスキームで）都道府県を経由して申請書等を提出していただきますが、 端末の整備については現在調整中です。
11	都道府県で実施する市町教委対象の説明会に、文部科学省から説明に来ていただけるのか。	可能な限り対応したいと考えているので、課の共有メールアドレス（ giga@mext.go.jp ）に連絡いただきたい。

(校内LAN)

番号	質問	回答
追加	校内LANの整備（電源キャビネットの整備を含む）の補正予算の積算根拠を教えてください。	平均的な学校の例として、12教室・3階建て校舎を想定して、整備が必要な機材及び工事費等として、電源キャビネットの整備を含め事業費ベースで1校当たり約900万円を想定しています。 なお、事業費の算定に当たっては、学校の規模や整備の現状等を踏まえ、複数社から適正に見積を行っていただく必要があります。
12	LANケーブルのリースも補助の対象となるか。	校内LANの整備において、リース方式による整備は補助の対象外となります。
13	既に通信速度1Gbps以上の校内LANが整備済の場合は、今回10Gbps対応、カテゴリ6A以上に整備を予定しているとしても、採択される確率が低くなるか。	今後、要綱や通知で示す予定です。
14	今後、学校内では、インターネットに接続するコンピュータが爆発的に増える可能性があり、これらの通信を、現状通りにデータセンターで集約してからインターネットに接続するには、通信回線やフィルタリング、ファイアウォール、コアシッチ等、増強するコストが高額になる可能性が高いと考えられます。これを避けるため、本市では一部の通信については各学校から直接インターネットに接続する構成（インターネットブレイクアウト）を検討しています。 学校内のセキュリティを確保するため、学校ごとにセキュティアプライアンスを導入するとした場合、この機器も「校内通信ネットワークの整備」の一環として、補助金の対象となるでしょうか。	校内LANとして機能するために最小限必要なものに限り対象となると考えています。
15	市町村によっては、各学校のネットワークを教育委員会に集約して、外部ネットワークと接続しているところもあるが、教育委員会にある外部ネットワークに出て行くまでの設備（ルーター、サーバー、ファイアウォール等）の整備更新も補助の対象となるのか。	インターネット接続費用は既に地方財政措置として算定されているため、補助対象外になります。高速大容量の校内LANの整備にあわせて、必要に応じてインターネット接続回線の契約回線の見直しをいただきたい。
16	各学校からインターネットに接続するためのプロバイダ契約についても、補助金の対象となるでしょうか。	
17	インターネットの回線も太くする必要があると思うが、補助対象となるのか。	
18	LANの整備は、インターネットへの接続も補助対象となるか（校外部分も対象となるのか）。	校内の施設整備のみを対象としているため、教育センター等のサーバーは対象外となります。
19	学校とは別の教育センターにサーバーを設置しているが、この部分の整備は補助の対象となるのか。	
20	データセンター側の増強は、補助金の対象とならない認識で良いでしょうか。もしくは、何らかの条件で補助金対象とすることが可能でしょうか。	
21	校内LAN環境整備について、次の場合は「一体的な整備」として補助対象となるのか。 ①壁を壊す等の大きな工事は必要ないが、一部の教室に新たにLAN線を引きWi-Fiを設置する場合 ②大きな工事はせず、HUBの更新と併せてネットワークに接続するWi-Fiを各教室に新設する場合 ③各学校へのIPアドレスの増設	

追加	ネットワークの設計・調査の経費にはどのような経費が含まれていますか。	本事業は、児童生徒 1 人 1 台端末を前提として、学校内のネットワークを構築する事業になります。 このため、ネットワーク工事期間において、「端末の設定、セットアップ、初期作動の確認に係る費用」「端末とネットワークとの接続に係る費用」等、ネットワークの整備事業と一体不可分となる初年度に必要となる経費を想定しています。
22	整備基準は「1 Gbps」対応か、「10Gbps」対応か。仮に今から10GB対応のスイッチ等を整備しないといけない場合、非常に高コストになる。	費用対効果を考慮して、LANケーブルは10Gbps対応、ネットワーク機器は1Gbps対応を想定しています。詳細は要綱や通知にて定めることとしています。
追加	LANケーブルは10Gbps、ネットワーク機器は1Gbpsの整備を想定しているとあるが、整備が必須という意味か。また、上記の整備を前提として、端末の定額補助も支給されるのか。（LAN整備がなければ、端末の補助ももらえないのか。）	LANケーブルは新規整備又は老朽化したLANケーブルの更新を行うならば、10Gbps対応のカテゴリ 6 Aを補助対象として考えています。また、ネットワーク機器は費用対効果を考慮して1Gbps対応を想定しています。 また、原則として校内通信ネットワーク整備（既に整備済みの場合を含む。）とセットでの事業実施を前提とする予定です。
23	校内LAN整備について、新規改修どちらも対象となるのか。	どちらも対象となりますが、改修の場合以前国庫補助が入っていた場合は財産処分の手続きが必要となる可能性に留意が必要です。
24	校内LANの整備について、どの範囲の工事が補助対象となるのか（1人1台には対応できるが、それ以上に容量速度を極端に上げるものなど）※カテゴリ〇は対象になるのか。	現段階においては、広い範囲で1人1台に耐えうる環境整備を補助対象としている。LANケーブルは10Gbps、ネットワーク機器は1Gbps以上に対象とする予定です。詳細は今後要綱や通知にて定めることとしています。
25	LANケーブルは1 Gbpsであるが、ルーターが対応できていない。この場合、ルーターの更新は補助の対象となるのか。	工事として行われるものが対象。単純な部品の交換であれば、対象外となります。
26	L2（エルトゥスイッチ）更新は補助対象となるのか。	
27	1 Gbps以上に整備されている学校があるが、1人1台のPC使用において支障が出る恐れがあり、また今後を見据えて更新を検討しているが、補助の対象となるのか。	1人1台端末環境に対応するための更新は対象となります。
28	校内LANの整備から20年経過しており、更新を検討しているが、補助の対象となるのか。	1人1台端末環境に対応するための更新や未整備の教室を含めた更新等であれば対象となると考えている。
29	校内通信ネットワークの整備 校内LANの範囲について、例えば「インターネット回線の光回線化に伴う宅内工事（キャリア回線引込み工事のうち、学校敷地内での施工）」に係る経費については、(1)校内通信ネットワーク整備の対象となりますでしょうか。	そのとおりと考えています。
追加	校内LAN工事は、委託にしても補助対象となるか。	本事業の補助対象は、校内LAN整備に必要な工事費のみを対象とするのではなく、一体不可分となる初年度に必要なネットワークの設計・工事監理・調査の経費を付帯工事として対象に含む予定です。このため、設計・施工等を一括で発注する場合も補助対象の範囲内であれば補助対象となります。 なお、補助対象は建設公債発行対象となる資産形成に限られることに留意ください。
30	校内LANを整備するにあたり、設計・工事監理・調査などの委託費は補助の対象となるのか。	当該事業と一体不可分な設計・工事監理・調査の経費を付帯工事として対象に含む予定です。なお、設計・工事監理・調査については校内LANと同一申請が必要です。

追加	令和元年度に契約した校内LANに関する調査費や設計費について、令和2年度に工事費の補助を申請する際に対象となるのか。	前年度に契約又は支出した校内LANに関する調査費や設計費についても補助の対象となります。
31	校内LAN整備の下限400万では、生徒数の少ない小規模校なら難しい。小規模校も合うような基準にしてほしい。	説明資料のとおり設置者ごとに400万円を下限とする方向で調整しています。詳細は、今後要綱や通知で示すこととしています。
32	今年度既に発注着工済の整備（工事）について、補助の対象となるのか。	補助金適正化法上、着工済の工事は対象外となります。
33	既に端末、AP、電子黒板等を整備済（完了済）の学校について、補助対象となるのか（事前着工が対象となるのか）。	
34	既整備のものの更新分も補助対象となるのか。	
35	大型提示装置への補助は一切ないのか。	「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」に基づく、地方財政措置には、大型提示装置が算定されているため、対象外となります。
追加	校内LANの整備対象に特別教室、体育館等も含まれるか。	自治体において、どのような利活用計画であるか次第と考えています。授業で活用するという利活用計画であれば、補助対象と考えています。 なお、防災の観点から体育館など避難所機能の増加が目的の場合は、総務省の補助事業を利用ください。
36	未光エリアの学校は補助の対象外となるのか。	校内LANを整備するのであれば、それについては補助の対象となります。また、総務省において、地域活性化事業債の「地域情報通信通信基盤整備事業」の拡充、過疎対策事業債における「光ファイバ等整備特別分」の創設、地理的に条件不利な地域において、電気通信事業者等による、高速・大容量無線局の前提となる伝送路設備等の整備を支援する「高度無線環境整備推進事業」により支援が行われます。
37	調査において未光エリアのことを聞いておりますが、回線整備は補助金に含むのか。また、未光エリアであっても校内LAN整備する場合は補助金対象となるのか。	未光エリアの学校の場合も校内LAN整備の対象として考えていますが、回線費用などは対象外となります。

(予算)

番号	質問	回答
38	校内LAN整備とタブレット端末整備は、別契約でもよいのか。	別の契約となって構わないと考えています。
39	措置要件となっている各種計画は、作成ののち提出が必要となるのか。	提出していただくこととなります。詳細は要綱や通知で示こととしています。
40	各種計画の雛型はあるのか。	現時点では、特段用意できていませんが、要綱や通知で定めることとしています。
41	12月17日付け補足「端末だけの補助申請も可能か」の回答において、端末の補助申請においては、ICT活用計画等を提出いただく予定とされています。 このことから、校内通信ネットワークの整備のみの補助申請を行う等、申請内容によって措置要件が異なると解してよいでしょうか。	「校内LAN整備」と「端末整備」をセットで整備いただくことを基本と考えていますが、それぞれを独自整備を前提とした場合、どちらか一方のみの申請が可能と考えています。このため、措置要件としては共通するものと考えています。具体的な措置要件は、要綱や通知で定めることとしています。
追加	校内LAN整備（無線LANを含む）は既に今年度、膨大な費用をかけて機器更改が終了しているが、Q & Aの回答にある「端末整備のみの申請でも可能と考えている。」というのは確実なものか。	1人1台端末に耐えるネットワーク環境が整備されている場合、端末整備のみの申請は可能と考えています。正式には今後要項や通知でお示します。 なお、1人1台環境において、大容量の動画等の教材の利用が増えたり、児童生徒が同時刻に使用する可能性があることを考慮の上、児童生徒が円滑に端末等を活用できる環境が構築されている必要があると考えています。
42	措置要件となっている各種計画は、最終的には教育振興計画等、自治体の計画としての位置付けが必要となるのか等、計画の位置付けについてご教授いただけないでしょうか。	計画の位置付けとしては、 1. 総合計画など自治体の計画の中で位置付けている 2. 教育振興基本計画や教育情報化推進計画など教育委員会の計画の中で位置付けている 3. 学校ICT環境整備計画として教育委員会が策定していることなどが考えられます。具体的な措置要件は、要綱や通知で定めることとしています。
43	措置要件は全てを満たす必要がありますでしょうか。	そのとおりと考えています。
44	希望すれば、すべて採択されるのか。	現在、速やかに事務手続を進めていくための需要調査を行っているところ。積極的に回答いただきたい。
45	校内LANの整備が既に済んでいる場合、端末のみの整備に対してもこの補助金が活用できるのでしょうか。	原則として校内通信ネットワーク整備とセットでの事業実施を前提とする予定です。補助の対象となるかは、通信ネットワークが1人1台に耐える環境に整備されているということが前提になると考えています。
46	県の予算立ては必要か。	補助金（事業費）に関する予算立ては不要と考えています。しかし、都道府県においては事務費の歳入が発生するため、場合によっては歳入の受け皿を作る必要があります。
47	市町村が予算を措置する時期はいつか。	令和元年12月13日総務省との連名事務連絡の地方財政措置（イメージ）を参照ください。活用できる起債等や補正予算での対応の可否も自治体により異なるため、予算措置のタイミングは自治体の判断となります。文部科学省としては、補正予算債も活用可能であるため、令和元年度補正予算で措置していただきたいと考えています。

48	<p>財政部局より、『「学校教育施設等整備事業債」について都道府県は活用できない起債であるため、充当率や交付税措置が異なる「公共事業等債」を活用することとなる。』との指摘があった。交付税措置率が悪くなり、若干ではあるが、地方負担が増える。これについて、何か負担を軽減する方法はあるか。</p>	<p>通常、「学校教育施設等整備事業債」は、市町村事業が対象で、県事業（高校）は「公共事業等債」を活用することとなりますが、今回の事務連絡は、高校も含めて、「学校教育施設等整備事業債」の起債対象とする（高校も同じ扱いとする）こととされています。</p>
49	<p>申請のタイミングは（複数回あるのか）。</p>	<p>1回目の申請状況により、次の申請のタイミングを検討したいと考えています。</p>
50	<p>補助金申請にあたっては、設計書のような書類が必要となるか。なる場合、それはどの程度のレベルとなるか？また設計書が必要な場合、設計委託に係る経費も補助対象か。</p>	<p>当該事業と一体不可分となる初年度に必要なネットワークの設計・工事監理・調査の経費を附帯工事として対象に含む予定です。また、申請に必要な書類は、今後要綱や通知で定めることとしています。なお、書類作成に当たって、簡便に作成できるよう配慮したいと考えています。</p>
51	<p>調査票では令和3年までの整備予定校数を計上することとなっているが、補足の事務連絡では、今回の補正予算で所要額全てを計上しているとなっている。当初の予定では令和4年度までの3年間で整備となっていたが、今回の補正で全ての学校分を計上しなければならないのか。</p>	<p>令和元年度補正予算において、小、中、義務、高、中等、特支の校内LAN整備を行うための所要額を計上しておりますので、この補正予算による国庫補助により校内LANの整備を進めていただきたい。したがって、原則として、整備を令和2年度中に完了させていただきたいと考えている。なお、令和3年度への繰り越しは事故繰り越しとなるため、地方において財務局に対して説明を行い繰越協議を行うこととなります。</p>
52	<p>LAN整備は、令和2年度中に完了させる必要があるのか。</p>	
53	<p>校内通信ネットワークについて、市としては令和元年度に予算化をしなくても、令和2年度で予算化をすれば、補助の対象になるということでしょうか。</p>	
54	<p>高速大容量の通信ネットワークは、令和2年度までに全ての小・中・高校・特別支援学校で整備しなければならないのでしょうか。</p>	
55	<p>校内通信ネットワークについて、令和3年度に計上した分については、補助の対象にはならないということでしょうか。</p>	
56	<p>繰り越してR2整備を予定している場合、全国からの申し込みで品薄になり、R2中に整備できない場合はR3に繰り越せるのか。</p>	<p>令和3年度への繰り越しは事故繰り越しとなるため、地方において財務局に対して説明を行い繰越協議を行うこととなります。</p>
57	<p>文部科学省において繰り越す場合とは、市町が令和2年度整備を希望した場合を指すのか。</p>	<p>御指摘のとおりです。令和元年度中に交付決定がなされなかった市区町村分を文科省で繰り越す場合です。</p>
58	<p>校内LANの補助は何年度まであるか。</p>	<p>令和元年度補正予算において、小、中、義務、高、中等、特支の校内LAN整備を行うための所要額を計上しているため、この補正予算での補助申請を検討していただくこととなります。</p>
59	<p>「令和5年度までに」とあるが、補助事業は継続するのか。</p>	<p>現段階で確約はできないが、端末整備については令和5年度までを想定している。ただし、校内通信ネットワークについては、令和元年度補正予算において、小、中、義務、高、中等、特支の校内LAN整備を行うための所要額を計上しているため、それを踏まえて計画していただきたい。</p>

(電源キャビネット)

番号	質問	回答
60	電源キャビネットは対象となるのか。	校内LANとともに一体として整備する場合で工事を伴うものを対象としています。なお、1人1台端末環境において、電源キャビネットの整備は欠かせないものと考えており、各教室への整備について積極的に検討いただきたい。
61	電源キャビネットのみの整備は補助の対象となるか。	
62	校内NWはギガ対応済だが、電源キャビネットだけ整備することは認められるのか。	
追加	今回の情報通信ネットワーク環境施設整備で、パソコン・電源キャビネットの増設によって、学校施設が電源不足となる場合、電気設備の改修費は補助対象となるのか。	電源キャビネット整備に伴い、電気容量の増設が必要な場合は、当該事業に関係する必要最低限の部分が対象となります。
63	校内LANと電源キャビネットは、同じ契約内で行わないといけないのか。	別の契約となって構いませんが、校内LANとともに一体として整備する場合で工事を伴うものが対象となります。
64	「電源キャビネットは校内LANと一体で整備する場合のみを対象とする」とあるが、校内LANと端末の整備時期が一致しない場合、端末が無いのに電源キャビネットがある、または、端末が入ったのに電源キャビネットが無い、といった事態が考えられるがよいのか。	校内LANと一体で整備いただく電源キャビネットの整備にあわせて、端末整備をいただくことを前提に想定していますが、状況によっては、整備時期が一致しない場合もあり得ると考えています。
65	電源キャビネット整備対象は、どんな小規模な生徒数の少ないクラスでも1クラスと数えてよいか。また特別支援学級等も対象か。	学級単位で授業が行われるものと考えているため、そのとおりと考えています。また、特別支援学級等も対象と考えています。ただし、明らかに使用しない台数や規格を整備した場合は会計検査院に指摘される可能性があるので留意ください。
66	調査票について (電源キャビネットの台数について)	今後、(本事業を活用し) 整備する予定の台数を回答してください。
67	調査票について (電源キャビネットの台数は、1クラス1台として回答すべきか)	学校の事情や教室の態様により、整備台数は異なると思われるため、補助金を活用し整備を検討している台数を回答してください。
68	校内通信ネットワーク及び児童生徒1人1台端末の整備計画に関する1次調査において、調査票の項目として、電源キャビネットの整備が含まれておりますが、電源キャビネット一台当たりの端末保管台数は何台で想定すればよろしいでしょうか。	概ね40台又は20台程度収納できる製品が想定されるが、教室の広さや運用方法によって、異なると考えています。ただし、明らかに使用しない台数や規格を整備した場合は会計検査院に指摘される可能性があるので留意ください。

(無線LAN)

番号	質問	回答
69	無線APが国庫補助対象となっているが、工事と一体として整備する場合というのは、工事の契約に含め契約する必要があるのか。例えば、工事を行う年度に備品として別途購入（またはリース契約）し整備する方法でも、国庫補助対象となるのか。	工事の契約に含め、契約する必要があります。また、校内LANの施設整備と一体として無線LANの整備を行う場合のみ、建物に固着した無線APも含めて対象とする予定です。
70	無線LAN整備、特に無線APの整備は補助対象となるのか。	
71	無線LANのみの整備は、補助の対象となるのか。	
72	実際にどの機器まで対象となるのか。例:端末、電子黒板、無線AP、ルータスイッチ等（無線LAN設備やアクセス回線については補助対象外となると聞いたが、実際どうなのか。） 写しのP 4に「無線LAN（Wi-Fi）の整備は校内LANとともに一体として整備する場合、校内LANの整備に含むこととする。」との記述があるので、APなども含むとの解釈でよいのか。	校内LANの施設整備と一体として無線LANの整備を行う場合のみ、建物に固着した無線APも含めて対象とする予定です。
73	無線LAN整備、特に無線APの整備は補助対象となるのか。	
74	Wi-Fi整備も同時に実施するなら、Wi-Fi整備も1/2補助となる理解で良いか。	
75	校舎内において部分的（一部の教室）に無線LANを整備している。校舎内すべての教室に無線LANを整備したいと考えているが、補助の対象となるか。	無線APのみの整備は対象外である。ただし、校内LANの整備を行う場合で、これと一体として無線APの整備を行う場合は、補助の対象となります。
追加	無線APの設置場所により、補助対象とならない場合もあるのか。（廊下に大容量のAPを設置することを想定している）	授業で活用するという利活用計画に基づき、校内LANと一体となって無線APの整備も行う場合、設置場所によらず補助対象となります。ただし、設置に当たっては、1人1台端末に耐えうるネットワーク環境が整備されていることを条件とします。
追加	無線APのコントローラーは補助対象か。	センター集約型のネットワーク構成の場合、校内施設の整備のみが補助対象となります。
76	当市の校内LANは有線LAN部分は1Gbps、無線LAN部分は867Mbpsとなっており、令和2年度4月にネットワーク機器の更改を予定しております。この場合、今回の補助金は有線LANと無線LAN部分の両方に適用できるという認識で宜しいでしょうか。	全ての教室において通信ネットワークが1人1台端末に耐えうる環境に整備されていることを前提に御検討いただきたい。 また、校内LANの施設整備と一体として整備を行う場合のみ、建物に固着した無線APも含めて対象とする予定です。
77	可動式無線AP、設定経費は補助対象となる予定でしょうか。	可動式無線APは対象外と考えています。

(端末)

番号	質問	回答
78	都道府県での調達の具体的な想定をどのように考えているか。	<u>現在精査しているところです。</u>
79	「事業スキーム（２）公立」の民間団体（執行団体）とは、具体的に何を示しておられますか。	<u>当初、申請の受付や確認をはじめとした業務を行うことを想定していましたが、現在、どのようなスキームが適切か検討しているところです。</u>
80	端末整備の交付先となっている民間団体とは（PCを調達してくれる事業者と思っている）。	<u>当初、文科省に代わり、補助事業の執行を行う団体であり、今後公募等により選定する予定です。主な役割は、申請の受付、要件確認、交付決定、額の確定などを想定していましたが、現在、どのようなスキームが適切か検討しているところです。</u>
81	児童生徒 1 人 1 台端末の整備の共同調達は、県が取りまとめて実施するか。執行はどの組織が行うのか。	各都道府県で共同調達をとりまとめていただくことを考えていますが、複数の自治体により事務組合などを作る場合もあり得ると思います。
追加	都道府県による共同調達は必須か。	端末の整備について、都道府県による端末の共同調達は必須の要件ではなく、推奨としています。なお、市町村からの申請の取りまとめは都道府県で行うことを想定しています。詳細は今後通知で定めることとしています。
追加	端末1台あたり4.5万円の補助のうち、認められる経費はどこまでか。	端末補助事業の補助対象機器等については、次のように想定しています。
追加	端末のみが対象である点は理解していますが、メーカーなどがソフトウェア込みで4.5万円を提示してきた場合はどのように判断すべきでしょうか。	（補助対象機器等） ○学習者用コンピュータ ・ 地方財政措置算定分（児童生徒 3 人に 1 台）を超えて、児童生徒 1 人 1 台分（児童生徒 3 人に 2 台）の学習者用コンピュータを新規整備又は更新に要する経費とする。 a. 学習者用コンピュータ、可動式学習者用コンピュータ（タブレット型コンピュータ（※）含む）等。 ※ ハードウェアのキーボードを有すること、又は接続可能であること。 b. 機器の運搬搬入費、機器の設置・据え付け費用。 ※ 機器等の接続確認、トラブル対応等は、ICT支援員やICT活用教育アドバイザー等を積極的に活用することにより支援することとする。
追加	児童生徒が安全に使用するため、ウイルス対策ソフトやフィルタリングソフトの費用が毎年度必要になってくると思うが、補助の対象とはならないのか。	○算定範囲は、定額で購入費相当額（1台4.5万円）※ 1台4.5万円を下回る場合は、実費とする。
追加	端末の購入経費4.5万円に保守費用が含まれている場合、補助対象となるか。	（補助対象外となるもの） ・ 有償のソフトウェアに係る経費 ・ 有償の保守・保証契約に係る経費 ・ 予備となるもの（故障対応の機器等） ・ 消耗品、備品（タブレット型コンピュータのカバー等） ・ 購入したシステム・ソフトウェアに係る研修費用、操作のための講習会費 等
追加	5年バック保守付パソコンを導入できた場合、定額（4.5万円）内であれば、全て補助対象となるのか。	
追加	端末について予備機の方は補助対象となるのか。	
82	端末の整備は、10/10ということでのよいのか。	1台4.5万円以下ということであれば、10/10の補助となります。
83	補助単価の4.5万円とは、実際の整備金額がいくらであろうと1台あたり4.5万円補助するということか。また、整備台数に上限はあるのか。	整備金額（1台）が4.5万円未満の場合はその金額となる。整備台数については、1人1台ということで、児童生徒数と学習者用PCが一致するものであり、地財分を除いた全児童生徒数の2/3になると考えています。

84	児童生徒1人1台端末の整備に関する補助割合である定額4.5万円は、端末の本体代金やタブレットケース（ストラップ等を含む）、使用するソフトのライセンス料等も含め、一人当たり（一台当たり）4.5万円の補助、ととらえてよろしいでしょうか。	タブレットケースや使用するソフトのライセンス料は補助の対象外になります。
86	1人1台とは、タブレットが対象か。	PC（タブレットを含む）が対象となります。詳細は要綱や通知にて定めることとしています。
87	特別支援学校の高等部の端末は補助対象となるのか。	対象外となります。中等教育学校についても、義務教育課程が対象となります。
88	端末の整備のみは補助の対象となるのか。	原則として校内通信ネットワーク整備とセットでの事業実施を前提とする予定です。補助の対象となるかは、通信ネットワークが1人1台に耐えうる環境に整備されているということが前提となります。
89	指導者用PCは補助の対象となるのか。	対象外となる。（地方財政措置の算定に含まれているため）
90	特別支援学校の幼稚部のPCは補助対象となるのか。	対象外となる。
91	1人1台とは、新聞報道等にあるように、小学5・6年、中学1・2年のみを対象としているのか。それとも全児童生徒か。	文部科学省として、対象学年については、現段階で言及はしておらず、全児童生徒として考えていただきたい。
92	1人1台端末整備について、国庫補助の対象は、義務教育段階と考えて間違いはないか。したがって、調査票には、高等部のみ設置する特別支援学校は、除いてよいか。	そのとおりと考えています。補助の対象は、義務教育段階のため、高等部のみを設置する特別支援学校は対象となりません。
93	コンピュータ教室のPCは、一人一台端末に該当するのか。	1人1台PCの整備に当たって、台数と配置場所の考え方については、次のように整理しています。PCの台数としては、コンピュータ教室のPCも含めて計上することとする。配置場所は、設置者の判断によるものと考えています。
94	1人1台端末環境整備を行うとすると、IPアドレスの設定変更が必要と思われる。その経費は、補助対象となるのか。	本事業は、児童生徒1人1台端末を前提として、学校内のネットワークを構築する事業になります。工事費は、当該事業と一体不可分の経費が対象となります。設計・工事監理・調査は、当該事業と一体不可分となる初年度に必要なネットワークの設計や機器等の接続トラブル対応等の経費を対象となります。後年負担を対象経費は含みません。
95	端末の整備について、補助対象は地財措置分以外の2/3という理解でよいか。	そのとおりと考えています。
96	対象となる台数は、児童生徒数なのか。	地方財政措置算定分（児童生徒3人に1台端末）を超えて、児童生徒1人1台端末を新規に整備又は更新するために必要な台数が対象となります。
97	児童生徒1人1台端末の整備に必要な台数を算出するための児童生徒数は、いつの時点で考えれば良いのか。	令和元年度、令和2年度においては、2019年5月1日現在の学校基本調査の確定値とする予定です。
98	対象となる台数に、国の「平成30年度以降のICT整備方針」に則り、予備機や指導者用タブレット端末を含めてよいか。	端末の補助事業の対象に、予備機や指導者用PCは含まない予定です。

99	コンピュータ室の既整備分（ちょうど1クラス分）は、今回対象外となる（3クラスに1クラス分程度）に含まれるのか。	1人1台PCの整備に当たって、台数と配置場所の考え方については、次のように整理しています。PCの台数としては、コンピュータ教室のPCも含めて計上することとしています。配置場所は、設置者の判断によるものと考えています。
100	1人1台端末に関して、PC教室に既に整備されているPCを含めて1人1台となれば良いのか。それとも、PC教室に整備されたPCとは別に1人1台端末を整備すれば良いのでしょうか。	
101	学習支援ソフト（ライセンス料等）やカバー、キーボードなども含まれるか。	端末（ハードウェア）のみが対象と考えています。別途、必要となるソフトウェアは対象外と考えています。
102	児童生徒1人1台端末の整備について、現在、学校に設置されている機器の入替として実施する場合、事業の対象となりますか。	地方財政措置算定分（児童生徒3人に1台端末）を超えて、児童生徒1人1台端末を新規に整備又は更新するために要する経費対象とする方向で調整中です。
103	現在整備されている児童生徒用端末の台数を引いた台数が補助の対象となるのでしょうか。 ※本市の児童生徒数：20,000人 児童生徒用端末の現整備数：3,300台 A：20,000－3,300＝16,700台が補助対象 B：20,000台全てが補助対象 C：その他	地財措置分の「3クラスに1クラス分の配備（1/3）」は補助対象外となります。 補助対象分：20,000人×2/3＝13,333台 地財措置分：20,000人×1/3＝6,667台 ※6,667台は自治体で整備する。 ※現整備数の3,300台は地財措置分で整備したものと考えています。
104	今回の補助金は、「地財措置分の1/3」を整備した上でということになるのか。	地財分を整備した上で、残りの2/3を補助金で対応するのが理想であるが、地財分と補助金分を同時並行で進めるとも考えられるため、「整備した上で」というものではないと考えています。
105	地方財政措置を活用した「端末3クラスに1クラス分の配備」計画について、3クラスに1クラス分の台数とは、具体的にどのように算出すべきか。	実際の3クラスに1クラス分を算出することが可能であれば、お願いしたいと考えているが、困難な部分もあると思われる。学校や学級により1クラスの児童生徒数は異なる場合もあるため、「3クラスに1クラス分程度」を「3人に1台」として、算出しています。
106	措置要件にある「端末3クラスに1クラス分の配備」計画を作成できていない市町村があるが、今後作成するということで要件は満たすと考えて良いか。	そのとおりと考えています。

（調査について）

番号	質問	回答
107	12/13一次調査作成要領に記載のある二次調査について、年内にどのような内容の調査となるのか。回答も年内か。	今回の一次調査を深掘りした内容の調査を1月に行う予定です。
108	一次調査と二次調査で数字が変わってもよいか。	問題ないが、一次調査においては、最大限を把握したいため、整備を検討している学校については、その数を計上していただきたい。
109	「整備計画に関する一次調査」についてですが、特に1人1台体制の整備については、財政部局との調整に時間がかかり、市長まで説明した上で、12月25日（水）までに回答するのは困難なことが予想されます。おそらく12月25日には〇3 その他に〇を付けて、備考欄に「財政部局との調整がついていないため」という回答をすることになってしまうと思われます。どの段階で市長まで意向を確認して固めた回答をしないといけませんか。	必ずしも財政部局と調整がついたものを記載していただく必要はありません。備考欄には具体的な理由を記載してください。なお、後日必要に応じてご説明を求める可能性があります。
110	調査票について （県立学校においては、特別教室のみLANが整備されている状況があるが、この場合整備済とカウントするのか）	特別教室のみLANが整備されている場合は、1人1台環境に向けて、校内LANの整備済みとは考えにくいのではないかと考えられます。

111	調査票について （「校内LANを整備済み」とは、どのような状況か）	本調査は、需要量を把握するためのものであるため、1人1台端末の環境に耐える校内通信ネットワーク環境が整備されている場合は「整備済」と回答していただきたい。
112	調査票について （通信速度1Gbpsというのは、インターネットの接続まで含まれるのか）	校内のみを対象にしています。
113	調査票について （②校内LANを整備する予定のない場合の記載は、どうしたらよいか⇒「整備する予定のない」とは、予算の確保等の課題により、あきらめている状況）	①と②の合計は一致する必要があるため、どこかの項目に当てはめ、カウントしてほしい。補助金を活用し、整備を前向きに進めるよう検討していただき、回答してほしい。
114	調査票について （1Gbps以上の校内LANを整備済と回答した学校については、補助の対象とならないのか）	今回の調査は最大限を把握するものであるため、1人1台端末の環境に耐える校内通信ネットワーク環境でないと思われ、整備を検討している場合は学校数を計上していただきたい。今回回答いただいた内容が補助の対象となるならないの判断とはなりません。
115	校内LANの整備について 域内では、普通教室については有線LAN（1Gbps）対応済みですが、無線整備率は、10数%程度です。 また、特別教室については、無線の整備はおろか、有線LANの整備も進んでいない状況です。 調査票では、校内LANの整備を学校数を単位とし回答することになっておりますが、上記の状況を踏まえ、普通教室有線LANは整備済みだが、特別教室は未整備の場合、調査票には、整備済みと回答するのか、あるいは、今後の特別教室の整備計画を考慮し、今後整備予定とするのか、ご教示願います。	今後整備予定として回答ください。
116	調査票について （令和3年度に閉校予定の学校があり、総数と一致しないが問題ないか）	「L（廃校等により～）」欄に校数を記入し、一致させてください。
117	調査票について （令和4年度以降整備予定の場合、総数と一致しないが、問題ないか）	今回の補正予算においてのみ、校内LANの整備費用を計上しているため、令和2年度までの整備を前向きに検討していただきたい。そのうえで、令和4年度以降になるならば、合計数を一致させる必要があるため、令和3年度の欄に校数を回答してください。）
118	作成要領の「VI留意事項03 その他」の「（校内LAN整備について）」において、「通信速度1Gbps以上」と記載がございましたが、これは「1Gbpsを最低限確保している」という解釈でよろしいでしょうか。 当町では、現在校内LANは「100Mbps帯域確保」かつ「1Gベストエフォート」の形態であるため、条件に合致しているか疑問であるためお伺いいたします。	学校からの外部へのインターネット接続回線の速度ではなく、学校内のネットワーク（校内LAN）の通信速度についての調査になります。校内LANについては、帯域保証ベストエフォート方式といった区別はないものと思います。
119	【1】調査票の「未光エリア」の定義について 経費等の兼ね合いで、キャリア回線として現状、光回線を使用せず、地域ケーブル事業者のHFC回線等の非光回線を使用している学校でも、他社等で光回線が提供可能な地域であれば「未光エリアに含まれない」という解釈になりますでしょうか。	そのとおりと考えています。